

# 介護サービス永年勤続従業者表彰受賞者



10月12日に、長年にわたり介護保険サービスに従事し、地域の高齢者福祉に力を尽くされている区内の介護事業所で働いている方々43人を表彰しました(敬称略)。

問合せ  
介護保険課 ☎内線2436

職種	氏名	事業所
訪問介護員	奥村 美江	あっぷるちよだ日暮里駅前店
	上出 洋子	
	河島 真貴子	
	種子田 美恵子	
	渡邊 薫	ウカイ薬局ひまわりケアセンター
	高安 昌子	
	佐藤 とも子	
	設楽 恵子	
	矢澤 伸子	
	小暮 みや子	
	竹田 壽子	
	猫崎 登志子	
	河村 明子	
	徳竹 美保子	
石塚 かよ	ヘルパーステーション虹	
川原 正子		
サービス提供責任者	塩谷 きくい	有限会社ビーブル介護サービス
	高岡 千春	
	佐々 伸枝	
	角田 宣子	
介護職員	飯沼 幸子	ヘルパーステーションおもいやり
	鈴木 明子	デイサービスセンターなごやか荒川

職種	氏名	事業所
介護職員	福嶋 健志	特別養護老人ホームさくら館
	古関 敢	特別養護老人ホーム信愛のぞみの郷
	吉澤 久美子	
生活相談員	高橋 容子	ライフ&シニアハウス日暮里
	佐々木 久子	アサヒトラスト介護支援センター荒川
介護支援専門員(ケアマネジャー)	天野 貴裕	あっぷる介護支援センター
	大泉 雅子	
	高橋 直子	大和田ヘルパーステーション 指定居宅介護支援事業所
	松本 いつ子	
	八重樫 しづゑ	
	渡部 喜代美	
	平本 恵子	
	米澤 由紀子	
看護職員	谷田貝 美由起	特定非営利活動法人荒川すこやかネットワーク
	横井 直子	スイート・ハート訪問看護ステーション
	尾田 美佐子	東京リバーサイド訪問看護ステーションペンギン
	浮塚 弘子	西尾久地域包括支援センター
	高木 芳枝	訪問看護ステーションみどり
	秦野 充子	
福祉用具専門相談員	杉山 秀樹	あっぷるちよだ日暮里駅前店
薬剤師	箕浦 裕美	医療法人財団 磯病院

介護保険で利用できる

## 生活環境を整えるサービスを紹介

問合せ・申請  
介護保険課  
☎内線2431

### 福祉用具使ってます

介護保険制度には、貸与や購入費を支給する福祉用具の制度があります。多くの方の暮らしを支えている福祉用具ですが、今回ケアマネジャーに紹介してもらい、シャワーチェアを使用している前谷さんにインタビューしました。

- ◎シャワーチェアを使用して普段の生活はどう変わりましたか  
70歳の時に脳梗塞で倒れて、お風呂に入ることがままならなかったので非常に助かりました。手すりや背もたれもついているのでしっかり座って体を洗うことができます。
- ◎使用して特によかったと感じることは何ですか  
ゆっくりシャワーを浴びられることです。また、シャワーチェアは脚が滑らないようにできており、転倒の恐れもないので安心して使用できます。手すりもついているので楽に立ち上がることができます。

- ◎福祉用具をこれから使用する方、まだ使っていない方へ、一言お願いします  
福祉用具を使用して、以前より楽に生活できるようになりました。このように、生活できていることも制度のおかげです。また、妻をはじめケアマネジャーさんや事業者を支えられていることを実感しており感謝しています。



### 福祉用具とは?

#### 福祉用具の貸与【介護予防福祉用具貸与を含む】

日常生活の自立を助けるための福祉用具(下記の品目)を借りることができます。

##### 要介護4・5の人の対象品目

- 自動排泄処理装置 ※尿のみを吸引するものは要支援1・2、要介護1～3の人も利用できます

##### 要介護2・3・4・5の人の対象品目

- 車いす(車いす付属品を含む) ●特殊寝台(特殊寝台付属品を含む) ●床ずれ防止用具 ●体位変換器 ●認知症老人徘徊感知機器 ●移動用リフト(つり具を除く)

##### 要支援1・2、要介護1の人の対象品目

- 手すり(工事をとみなさないもの) ●スロープ(工事をとみなさないもの) ●歩行器 ●歩行補助つえ

◆費用…用具の種類や事業者により金額は変わります。支給限度額が適用されます。

1割(一定以上の所得がある人は2割)が自己負担です(毎年4月1日から1年間)。

#### 特定福祉用具の購入

【特定介護予防福祉用具購入を含む】

下記の福祉用具を、都道府県の指定を受けた事業者から購入したとき、購入費が支給されます。

##### 要支援1・2 要介護1～5

- 腰掛け便座 ●簡易浴槽 ●入浴補助用具 ●自動排泄処理装置の交換可能部品 ●移動用リフトのつり具

- 都道府県の指定を受けていない事業者から購入した場合は支給されませんので、ご注意ください
- 年間10万円までが限度です。(毎年4月1日から1年間)

申請が  
必要です

## 第三者行為(交通事故等)で介護サービスを受ける時は荒川区への届出が必要となりました

問合せ 介護保険課 ☎内線2431

- 介護保険の被保険者の方は、交通事故などの第三者行為によって状態が悪化した場合でも介護保険サービスを受けることができます
- ただし、介護保険サービスの提供にかかった費用は加害者が負担するのが原則ですので、荒川区が一時的に立て替えたあとで加害者へ請求することになります
- 荒川区が支払った介護給付が第三者行為によるもの

- かを把握する必要があるため、平成28年4月1日から、介護保険の第1号被保険者の方が、交通事故等の第三者行為を原因として介護保険サービスを受けた場合は届出が必要となりました
- 交通事故等により要介護等状態になった場合や、状態が悪化した場合は介護保険課へ届出をお願いします

